

請 願 文 書 表 (平成25年9月25日定例会提出)

請願第1号

(仮称)三碓町宅地造成工事計画に関する請願書 (建設委員会付託)

平成25年9月13日受理

請 願 者 奈良市帝塚山三丁目25-16
帝塚山三丁目自治会
会長 吉 澤 久
紹介議員 山 本 直 子

1. 要旨

帝塚山三丁目自治会は、奈良市に対し、(仮称)三碓町宅地造成工事計画に対する開発許可を行わないよう請願いたします。

2. 理由

(1)初めに

現在、株式会社南大阪エクセルホームは、(仮称)三碓町宅地造成工事計画(以下「本件計画」といいます)と称する、奈良市三碓町1644の一部の土地・ほか(当帝塚山三丁目のすぐ西側に位置します、以下「本件開発地」といいます)を宅地へと造成するという大規模な工事(以下「本件開発工事」といいます)を計画しております。

しかし、本件開発工事が行われれば、周辺住民の住環境が著しく毀損されることとなるとともに、それにとどまらず、周辺住民の生命・身体への危険が生じることが明白である以上、この工事が行われることは決してあってはなりません(この点については以下で詳述させていただきます)。

そこで、当自治会は、帝塚山三丁目の住民及び周辺住民の総意を代表し、奈良市に対して、本件計画についての開発許可をしないよう請願いたします。

(2)開発許可が許されない理由

開発許可が許されない理由としては大きく以下の3点が挙げられます。

- ①帝塚山三丁目の既存道路への接道を行うことが非常に危険であること
- ②本件工事が完成した場合、計画上設置される調整池及び既設水路の現状では治水能力が到底十分なものとは言えないこと
- ③計画上設置される調整池の耐震性が到底十分なものとは言えないこと

ア ①帝塚山三丁目の既存道路への接道を行うことが非常に危険であること

本件計画では、帝塚山三丁目の既存道路に本件開発地の道路（以下「本件道路」といいます）が接道する形となりますが、本件道路は、本件開発地（全部で120戸以上が新たに居住することになります）に出入りするための唯一の道路である以上、かなりの交通量になることが予想されます。また、本件道路が接道する帝塚山三丁目の道路は、道幅が約6メートル不足しかない、曲がりくねった狭い道路であるため、交通量が著しく増加すれば、必然的に事故の増加につながることは明白です。

また、接道される三丁目の道路については、近隣に小学校や中学校があることもあり、子供たちの往来も多い箇所であるため、交通量の増加はこれらの子供たち、さらには高齢者をも巻き込む可能性は非常に高いと言えます。

以上のように、本件道路は近隣住民が事故に巻き込まれる可能性を飛躍的に上昇させるものであって到底許されるものではありません。

イ ②調整池ないし既存水路の治水能力が不十分であることについて

本件計画では、本件開発地を開発することにより保水力が低下することへの対策として調整池が設置されることとなっており、また、調整池に蓄えられている水については、帝塚山三丁目に設置された既設水路に排出されることとなっています。この点、帝塚山三丁目の既設水路は幅約1.2メートル、高さは最低で0.4メートルというかなり小さな水路でありますから、多量の雨が降った場合、すぐに溢水することが容易に想定できます。特に昨今、記録的な豪雨が相次いでいることを考慮すれば、壊滅的な洪水が生じ、周辺住民の生命・身体に対し、被害が生ずることは現実的な問題とすることができるのです。

このように、すぐに溢水し、場合によっては壊滅的な被害が生じる可能性がある本件計画は断じて許されてはなりません。

ウ ③計画上設置される調整池の耐震性が到底十分なものとは言えないこと

上記のように、本件では調整池が設置されることとなっていますが、この調整池は、帝塚山三丁目のすぐ上の山の中腹に設置されることになっています。すなわち、帝塚山三丁目住民は頭のすぐ上に大きな水槽を常に抱えている状態となるのです。

しかし、この調整池は耐震性に問題があることが判明しています。すなわち、この調整池については、何ら耐震性を考慮せずに作成されており、奈良市も構造検討を行わないまま、開発許可を行おうとしているからです。

地震が生じ、調整池が崩壊した場合、その真下に住む帝塚山三丁目の住民ないし、周辺の住民が甚大な被害をこうむることは明らかです。そうであるにもかかわらず、奈良市は何も調査しようとしてくれません。我が国が地震大国であること、また、10年以内に起きるであろうと言われている南海大地震を考えれば、到底このような奈良市の措置は許されないはずで

す。調整池の耐震性について適切な措置がなされない以上、調整池の設置を当自治会として容認するわけにはいきません。

(3) 現在の調停について

なお、当自治会は、現在、奈良簡易裁判所において、奈良市、南大阪エクセルホームと開発許可を行うか否かについて調停を行っておりますが、この調停が本来の機能を果たしていないことについても以下に述べさせていただきます。

奈良市・業者の主張は、確かに法律上は問題ないという主張であるのかもしれませんが。しかし、帝塚山三丁目付近の地域の住民は上記のような大きな不安を抱えているのです。ところが、奈良簡易裁判所において行われている調停において、調停委員は、奈良市・業者の主張が法律上問題ないという理由で当自治会の不安を無視し、当自治会を調停から離脱させようとしています。

当自治会としては、このままでは開発許可がなされ、上記のような不安を抱えたまま生活していかなくてはならなくなることに大きな危機感を感じております。

そこで、何とか奈良市議会に本問題を取り上げていただき、善処していただけないかと請願する次第です。

(4) 最後に

本件計画は、前述のとおり、周辺住民の生命・身体に対する重大な被害を生じさせる可能性のある計画であって、計画が進行すれば周辺住民らは非常に不安なまま生活をしていかなくてはならない状況となります。そして、ともすれば、その被害は、未曾有のものとなり、壊滅的な被害をもたらすこととなることは明白です。

そうであるにもかかわらず、法律的に問題がないという理由だけで、住民の意見を取り入れないまま（あげくの果てには調停からも離脱させられそうになっている状態のまま）、開発許可がなされてしまってもよいのでしょうか。当自治会としては、到底このような計画を受け入れるわけにはいきません。

ぜひ、奈良市議会におかれましては、地域住民の声に耳を傾け、本問題に取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

上記請願いたします。